



2023年度(令和5年度)
福山市任期付職員採用候補者試験案内
(2023年(令和5年)4月28日)

【募集職種】 弁護士(特定任期付職員)

福山市

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等によっては、試験案内の内容を変更することがあります。
内容が変更となる場合は、福山市ホームページ等で随時お知らせしますので、必ず確認してください。

◇申込受付期間 随時受付

※ただし、合格者が採用予定人数に達した場合は、その時点で受付を終了します。

※申込方法は、電子申請に限ります。持参や郵送では受け付けません。

◇試験日 随時(申込者と協議の上、日程を決定します。)

1 採用予定人数及び職務の概要

採用予定人数	職務の概要
若干名	市長部局、教育委員会、上下水道局、市民病院等において、次の業務等に従事します。 ・訴訟関係、行政不服審査その他法的事案の整理・処理業務 ・施策の法的妥当性、法令への適合性の検証、助言 ・職員からの法令解釈等の法務相談等

(注)「特定任期付職員」とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見が特に必要とされる業務に一定期間従事させるために、任期を定めて採用される職員のことです。

(注) 福山市職員採用候補者試験の他の職種と重複しての受験申込みはできません。また、受付後の職種の変更はできません。

2 任用期間

任用期間
採用日から3年間 (採用は、原則として2024年(令和6年)4月1日としますが、 試験日によっては、合格者と相談の上、決定します。)

※任用期間は本人の同意を得て、採用日から5年を限度に延長する場合があります。

3 受験資格

資格・免許等
弁護士名簿に登録をしている人若しくは弁護士となる資格を有する人 又は採用日までに司法修習生の修習を終える見込みの人

(1) 年齢、学歴は問いません。

(2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 福山市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) 国籍は問いません。「永住者」又は「特別永住者」の人は、受験できます。
- ※ 採用決定後、「永住者」又は「特別永住者」であることが分かる書類を提出していただきます。
- ※ 外国籍の職員の配置や昇任は、「日本国籍を有しない者は公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には就くことができない。」という公務員の基本原則に基づき行います。
- (4) 弁護士法第7条各号のいずれかに該当する人は、受験できません。
- ア 禁錮以上の刑に処せられた人
- イ 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた人
- ウ 懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であって除名され、弁理士であって業務を禁止され、公認会計士であって登録を抹消され、税理士であって業務を禁止され、若しくは公務員であって免職され、又は税理士であった人であって税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであったことについて決定を受け、その処分を受けた日から3年を経過しない人
- エ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
- (5) 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律における「外国弁護士」及び「外国法事務弁護士」は、弁護士として対象となりません。

4 試験の日程、方法及び内容等

○ 個人面接

- 日 時 **随時(申込者と協議の上、日程を決定します。)**
- ※ 申込受付の際に受験資格を審査した後、申込者と協議の上で日程を決定し、別途お知らせします。
- 場 所 **福山市役所本庁舎(福山市東桜町3番5号)**
- 内 容 **個人面接による口述試験です。**

○ 合格発表 試験実施後3週間以内

福山市のホームページ(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/saiyou/>)に掲載します。

受験者全員に、結果を電子申請システムから通知します。

なお、電話やメール等での合否の問合せにはお答えできません。

5 試験案内の入手方法

インターネットから閲覧する場合	福山市のホームページ(https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/saiyou/)にアクセスし、試験案内を必要に応じて、プリントアウトしてください。
直接受け取る場合	次の配布場所で直接受け取ることができます。 福山市総務局総務部人事課(市役所本庁舎3階)、教育委員会管理部教育総務課(市役所本庁舎13階)、総合案内(市役所本庁舎1階)、上下水道局本局本館1階窓口、市民病院総合案内(西館1階) ※ 閉庁時は、市役所本庁舎西口警備員室(市役所本庁舎1階)でお渡します。
郵便により請求する場合	請求用封筒の中に、「 試験案内請求(弁護士(特定任期付職員)) 」と記入した 文書(任意の様式) と 120円切手を貼った返信用封筒(郵便番号・住所・名前を明記したもの) を同封して、人事課宛てに請求してください。 請求用封筒の裏には、差出人の郵便番号・住所・名前を明記してください。 ※ 返信用封筒はA4サイズが入る角形2号(24cm×33.2cm)を使用してください。

6 申込方法

※ 申込方法は電子申請に限ります。持参や郵送では受け付けません。

福山市電子申請システムは
こちらのQRコードから
アクセスすることができます。



(1) 電子申請について

ア 「福山市電子申請システム」にアクセスし、手順に従って申込みを行ってください。

24時間いつでも申し込むことができます(ただし、合格者が採用予定人数に達した場合は、その時点で受付を終了します。)が、システム管理等のため一時的に使用できなくなる可能性があります。

イ 電子申請システムでの申込みが完了すると、自動で「申込完了メール」が送付されます。

ウ 申込内容に不備がないことが確認できましたら、後日、人事課から「受理通知メール」を送付します。

エ 申込み完了後、3週間を過ぎても受理通知メールが届かない場合は、人事課へ問い合わせてください。

※ 詳細な手続方法は、福山市電子申請システム内に掲載します。

※ 申込内容は、審査の対象となります。

(2) 電子申請時に必要となるもの

ア 写真データ(必須)

申込前3か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもの (サイズが縦横比4：3のものに限る。)

イ 司法修習終了証書の画像データ(必須)(ただし、司法修習生の修習を終える見込みの人を除く。)

※ 添付可能なファイルサイズは、ア及びイで合計20MBまでです。

(3) 受験上の配慮について

車椅子の使用等、受験上の配慮が必要な場合は、申込時にチェックをしてください。後日、内容等をお聞きします。

7 採用等

(1) 最終合格者は、福山市任期付職員採用候補者名簿に登載され、この名簿に基づき、任命権者が採用者を決定します。

(2) 採用は、原則として2024年(令和6年)4月1日としますが、試験日によっては、合格者と相談の上、決定します。

(3) 受験資格がないこと、又は申込内容に虚偽の事項があることが判明した場合は、合格・採用を取り消します。

(4) 司法修習生の修習を終える見込みの人については、採用日までに司法修習を終えることができなかった場合は、合格・採用を取り消します。

(5) 弁護士業務の制限について

地方公務員法の規定により、公務に専念することになりますが、弁護士登録を抹消する必要はありません。

(6) 任用期間中は、営利企業への従事等の制限等地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在営利企業等に在職中の方が採用となる場合は、その企業等を退職していただくこととなります。

(7) 職員として活躍する他の弁護士(特定任期付職員)と意見交換しながら仕事を進めることができます。

(8) また、福山市では、現在4人の顧問弁護士を委嘱しています。採用後は、法務事案について、顧問弁護士との橋渡し役を担っていただきます。

8 給与等

福山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定により支給します。
上記の条例により、次の給料表が適用され、実務経験やその職責等に応じて任命権者が号給を決定します。

号給	給料月額	年収
2	422,000円	約650万円
3	472,000円	約740万円

このほか、通勤手当等の諸手当をそれぞれの条件によって支給します。
(採用されるまでに給与関係の条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。)

9 福山市が求める人材

(1) 情勢の変化に対応し、多様な行政課題に果敢に挑戦する人材

- ア 状況の変化に気を配り、新たな行政課題を発見できる人
- イ デジタル化への対応や時代をリードする政策を勇気をもって実行できる人

(2) 業務を正しく執行し、市民の負託に応えられる人材

法令等を深く理解し、福山市職員としての誇りと規律を持って業務を遂行できる人

10 試験成績の開示

- (1) 不合格者で、希望者に対して試験成績を開示します。ただし、試験成績の開示を請求することができるのは、受験した本人に限ります。
- (2) 開示内容は、総合順位、受験者数、合格者数、総合得点及び合格最低総合得点です。
受験者が1人の場合は、総合得点のみの開示となります。
- (3) 「成績照会書」に記載している請求要領をよく読んで請求してください。
- (4) 合格発表日前又は成績照会受付期間終了後の請求はできません。

「受験者へのお知らせ」は
こちらのQRコードからアクセスすることができます。



申込み・問合せ先

福山市総務局総務部人事課
〒720-8501 福山市東桜町3番5号
TEL (084)928-1009(直通)
福山市ホームページアドレス

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/saiyou/>

電子申請で作成する申込書のイメージ

受付年月日		受験職種	弁護士
		受験番号	

2023年度（令和5年度）福山市任期付職員採用候補者試験申込書

写真	フリガナ				
	名前				
	生年月日	2024年（令和6年）4月1日で満 歳			
	現住所				
		電話		携帯電話	
		メールアドレス			
	帰省先等 緊急連絡先				
	電話				
学歴	学校名	学部・学科名	在学期間	修学区分	
			から		
			まで		
			から		
			まで		
			から		
			まで		
	最終学歴での専攻分野 (ゼミなど)				
資格・ 免許等	資格・免許等の名称	取得（見込み）年月	取得（見込み）		
備考欄					
受験上の配慮					
私は、試験案内に掲げてある受験資格をすべて満たしており、申込書の記載事項に相違なく、また、地方公務員法第16条各号及び弁護士法第7条各号のいずれにも該当していないことを誓います。					

受付年月日	
-------	--

受験職種	弁護士
受験番号	
名前	

2023年度（令和5年度）福山市任期付職員採用候補者試験職務経験等報告書

職務経験等

職歴（年代順に時系列で整理し、ポスト名、そのポストでの具体的な業務内容や役割を記入してください。勤務先（弁護士事務所等）の規模（社員数等）も記入してください。）
司法修習生については、司法修習で学び、取り組んだことを記入してください。（2000字以内）

法律の専門家の立場から見て、福山市における最近の関心事について記入してください。（2000字以内）

電子申請で作成する職務経歴等報告書のイメージ

受付年月日	
-------	--

受験職種	弁護士
受験番号	
名前	

2023年度（令和5年度）福山市任期付職員採用候補者試験職務経歴等報告書

これまでの弁護士活動又は社会人経験を通じて得た成果（成功事例等）について記入してください。
司法修習生については、司法修習及び学生生活等から得た成果について記入してください。
(2000字以内)

福山市を志望する理由や、取り組みたいことについて、記入してください。(2000字以内)



成績照会書

私は、次の任期付職員採用候補者試験の成績を照会します。

請求年月日	年 月 日
試験日	年（令和 年） 月 日
受験職種	弁護士
受験番号	
名前	

請求要領

- 1 請求できる人 任期付職員採用候補者試験の不合格者（不合格を確認した後請求してください。）
※ 受験者本人以外からの請求はできません。
- 2 受付期間 合格発表日から起算して1か月間（当日消印有効）
- 3 請求方法
 - (1) 成績照会書の**太枠**で囲まれた部分に必要な事項を**自書**してください。
 - (2) 記入済みの成績照会書に、**長形3号（12cm×23.5cm）の返信用封筒**（郵便番号・住所・名前を明記し、**84円切手を貼ったもの**）を添えて、人事課に請求してください（郵送で請求する場合は、請求用封筒の表左下に赤字で「成績照会書在中」と書き、封筒裏面に郵便番号、住所、名前を明記してください。）。
 - (3) 請求のあった日（郵送の場合は、消印の日付）から起算して1か月以内に、返信用の封筒により成績通知書を返送します。
- 4 注意事項
 - (1) 持参、郵送のいずれの請求方法でも、返信用の封筒は必要です（なお、成績照会書を提出後に住所を変更した場合は、必ず次の請求・問合せ先へ連絡してください。）。
 - (2) 照会の受付期間前や期間経過後の請求はできません。
 - (3) 任期付職員採用候補者試験の合格者は、請求できません。

請求・問合せ先

福山市総務局総務部人事課
〒720-8501 福山市東桜町3番5号
TEL (084) 928-1009